

子育て世帯臨時特例給付金 臨時福祉給付金

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられたことに対し、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的に臨時的な措置として、平成27年度も引き続き、「子育て世帯臨時特例給付金」および「臨時福祉給付金」が支給されます。

今年度はそれぞれの給付金の申請期間などが異なるため、今回は、子育て世帯臨時特例給付金の内容についてお知らせします。臨時福祉給付金に関する内容は詳細が決まり次第、広報などでお知らせします。

子育て世帯臨時特例給付金

◆支給対象者

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給する方

◆対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）の対象となる児童

◆支給額

対象児童1人につき3千円

◆申請書類

対象者となる方（公務員の方を除く）には、6月中旬に役場から案内通知と申請書を送付します。申請書に

必要事項を記入し、添付書類とともに申請窓口に提出してください。

◆公務員の方

公務員の方には、各職場から「申請書」および「証明書」が配付されますので、申請受付開始時まで大切に保管してください。

◆申請窓口

健康福祉課

◆申請期間

平成27年6月23日（火）から9月24日（木）まで

（土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

◆集中受付期間

6月23日（火）から6月26日（金）までおよび28日（日）

◆集中受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし24日（水）は午前9時から午後7時まで）

◆集中受付会場

役場第2会議室
※集中受付期間終了後は役場窓口での受け付けとなります。

◆配偶者などからの暴力を

理由に避難している方は避難先市区町村に相談してください。

◆問制度に関すること

厚生労働省の給付金に関する専用ダイヤル
☎0570-037-1192
（午前9時から午後6時まで）

◆問申請方法に関すること

健康福祉課
☎72-6934
（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

町や厚生労働省などが世帯構成や銀行口座などの個人情報をお聞きしたりATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いしたりすることは絶対にありません。ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきた場合は迷わず、役場健康福祉課や最寄の警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。



ご注意

「児童手当現況届」の提出を忘れずに！

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」の提出が義務付けられています。これは、受給者が手当を引き続き受けることができる要件（健康保険の加入状況や児童の扶養状況等）を満たしているか確認するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

現況届の受け付けは、次の日程で行いますので必要書類をよく確認し、役場健康福祉課まで提出してください。

○受付日時 6月23日（火）～26日（金）、28日（日） 午前9時から午後5時まで（25日（水）は午後7時まで）

※子育て世帯臨時特例給付金の集中受付日に併せて行います。

○受付場所 役場 第2会議室（役場庁舎内1階）

○提出書類 ①現況届（用紙は案内通知に同封しています）

②児童手当受給者の健康保険被保険者証の写し

③その他必要な書類 ※詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

☎健康福祉課 ☎72-6934